

藤岡市農業委員会
令和4年第8回
定例会議事録

令和4年8月5日招集

令和4年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和4年8月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 44号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 46号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 49号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 50号 藤岡農業振興地域整備計画（定期見直し）に対する意見について
報告第 15号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 16号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 6 番 | 折茂 新一 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫 | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 |
| 14 番 | 福田 俊太郎 | | | | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会13時27分）

事務局次長 定刻前ですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今から令和4年第8回定例会を進行させていただきます。本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんの出席をご遠慮いただいております。また、下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。

本日の議案第50号藤岡農業振興地域整備計画（定期見直し）に対する意見についての説明の際に、農政課の職員が入室・説明を行いますので、ご了承下さい。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和4年第8回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番宮澤委員、3番清水委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第44号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 議案第44号について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号について何かご見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第44号整理番号1番についてこれを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第44号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第47号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

（休憩13：37）

（再開14：07）

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 45 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、鬼石の I さんが、新規就農し農業経営を行うため、鬼石の農地1筆、面積 502㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、整理番号1番と同じく鬼石の I さんが、新規就農し農業経営を行うため、譲原の農地2筆、面積1,451㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第45号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 45 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 45 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 45 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 46 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 46 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、小林の A さんが、小林の農地を専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 584 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、下大塚の I さんが、下大塚の農地を専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 66 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 46 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、中の T さんが、中の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 248 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 47 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。整理番号 2 番は、市外の法人が、中島の農地を売買で取得し、有料老人ホーム用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,644 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 47 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 48 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 49 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 49 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 49 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 49 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。次に、議案第 50 号藤岡農業振興地域整備計画（定期見直し）に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 50 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、議案第 50 号藤岡農業振興地域整備計画（定期見直し）に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 　　異議なしと認め、議案第 50 号藤岡農業振興地域整備計画（定期見直し）に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長 　　続きまして、報告第 15 号・16 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、報告第 15 号・16 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 4 年第 8 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時31分)